

競争参加者の資格に関する公示

令和3・4・5年度阿賀川河川巡視支援業務に係る設計共同体としての競争参加者の資格（以下「設計共同体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

令和2年12月15日

北陸地方整備局長 岡村 次郎

1 業務概要

(1) 業務名 令和3・4・5年度阿賀川河川巡視支援業務

(2) 業務内容 本業務は、河川管理業務の支援として、以下に掲げる内容を行うものである。

なお、契約図書等に定められる職員（以下「調査職員」という。）による指示及び承諾行為は、受注者の代表者（以下「管理技術者」という。）に対して行うため、実施する現場従事者（以下「担当技術者」という。）は管理技術者の管理下において業務を行うものである。

1) 担当技術者は、管理技術者の指示のもと、河川管理上必要な情報等を把握し、把握した異常や河川法に関する不法行為等に対して必要な処置を講ずるとともに、河川管理上必要な情報及び資料を収集する業務

2) 担当技術者は、河川管理の一環として定期的・計画的に巡視区域の異常や変化、利用状況、不法占用等の発見・把握、情報収集、適宜の処置を行う業務

3) 管理技術者は、調査職員が指示する年間の巡視計画書及び月間巡視計画書に基づき担当技術者を指揮し巡視を行わせるものとする。
なお、月間巡視計画書の作成にあたっては、管理技術者は調査職員に巡視に関して知りうる情報の提供を行う。

4) 巡視には、定期的に巡視区域内を車両により巡視する一般巡視のほか堤防や護岸、樋門樋管や不法行為など対象を特定し、より詳細に巡視する目的別巡視とがある。

一般巡視は車両を用いて車上から実施することを標準とし、目的別巡視では対象に応じて、加えて徒歩で実施する場合がある。

5) その他

①出水時並びに災害や事故の発生時などには、休日、夜間を問わず調査職員から業務を指示する場合がある。

②河川巡視の結果必要となった、違法行為を排除するための外部機関（警察、公共団体等）との調整補助

③河川法等に基づき河川管理者（調査職員）が行う許認可等の審

査、指導の支援

- ④「堤防等河川管理施設及び河道の点検・評価要領」（平成 31 年 4 月 国土交通省 水管理・国土保全局 河川環境課）等に基づく点検。

- (3) 履行期限 令和 6 年 3 月 31 日

2 申請の時期

令和 2 年 1 2 月 1 5 日から令和 3 年 1 月 1 3 日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）。

なお、令和 3 年 1 月 1 4 日以降（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）においても、随時、申請を受け付けるが、開札の時までに設計共同体としての資格の認定を受けていなければならない。

3 申請の方法

- (1) 申請書の入手方法

「競争参加資格審査申請書（建設コンサルタント業務等）」（以下「申請書」という。）は、令和 2 年 1 2 月 1 5 日から北陸地方整備局総務部契約課工事契約調整係において設計共同体としての資格を得ようとする者に交付する。

- (2) 申請書の提出方法

申請者は、申請書に令和 3・4・5 年度阿賀川河川巡視支援業務設計共同体協定書（4（4）の条件を満たすものに限る。）の写しを添付し、持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。提出場所は（1）に示す申請書の交付場所に同じ。

- (3) 申請書等の作成に用いる言語

申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。

4 設計共同体としての資格及びその審査

次に掲げる条件を満たさない設計共同体については、設計共同体としての資格がないと認定する。それ以外の設計共同体については、「競争参加者の資格に関する公示」（令和 2 年 1 0 月 1 日付け国土交通省大臣官房会計課長、国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課長。以下「令和 2 年 1 0 月 1 日付け公示」という。）6（測量・建設コンサルタント等業務）の（1）から（4）までに掲げる項目について総合点数を付与して設計共同体としての資格があると認定する。

- (1) 組合せ

構成員の組合せは、次の条件に該当する者の組合せとするものとする。

- ① 予算決算及び会計令（昭和 2 2 年勅令第 1 6 5 号）第 7 0 条及び第 7 1 条の規定に該当しない者であること。

- ② 北陸地方整備局（港湾空港関係を除く）における令和 3・4 年度の一般競争（指名競争）参加資格の定期受付において、希望業種を土木関係建設コンサルタント業務として申請していること。

なお、令和 3 年 4 月 1 日現在において、上記の一般競争（指名競争）参加資格の土木関係建設コンサルタント業務の認定を受けていなければならない。

③ 北陸地方整備局長から地方支分部局所掌の建設コンサルタント業務等に関し指名停止等を受けていないこと。

④ 令和2年10月1日付け公示5（測量・建設コンサルタント等業務）の①から⑤までに該当しない者であること。

(2) 業務形態

① 構成員の分担業務が、業務の内容により、令和3・4・5年度阿賀川河川巡視支援業務設計共同体協定書において明らかであること。

② 一の分担業務を複数の企業が共同して実施することがないことが、令和3・4・5年度阿賀川河川巡視支援業務設計共同体協定書において明らかであること。

(3) 代表者要件

構成員において決定された代表者が、令和3・4・5年度阿賀川河川巡視支援業務設計共同体協定書において明らかであること。

(4) 設計共同体の協定書

設計共同体の協定書が、「建設コンサルタント業務等における共同設計方式の取扱いについて」（平成10年12月10日付け建設省厚契発第54号、建設省技調発第236号、建設省営建発第65号）の別紙1に示された「〇〇設計共同体協定書」によるものであること。

5 一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む設計共同体の取扱い

4（1）②の条件に該当しない者を構成員に含む設計共同体も2及び3により申請をすることができる。この場合において、設計共同体としての資格が認定されるためには、当該構成員が4（1）②の条件を満たすことが必要である。

6 資格審査結果の通知

「競争参加資格認定通知書」により通知する。

7 資格の有効期間

6の設計共同体としての資格の有効期間は、設計共同体としての資格の認定の日から当該業務が完了する日までとする。ただし、当該業務に係る契約の相手方以外の者にあつては、当該業務に係る契約が締結される日までとする。

8 その他

設計共同体の名称は、「令和3・4・5年度阿賀川河川巡視支援業務△△・××設計共同体」とする。